

平成 23 年 10 月 31 日(FAX)

医療機関の長 様

福島県産婦人科医会
会長 幡 研 一

東京電力に対する賠償金の請求について

東京電力の福島原発の事故により多くの会員は患者減少による、減収という大きな影響を受けております。

このような風評被害に対する対応について、10月25日東京電力賠償金請求説明会が開催されましたのでその概要をお送りいたします。

つきましては、貴院における対応について別添により11月4日(金)までにご回答くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、東京電力賠償金請求説明会の資料を福島県産婦人科医会ホームページに掲載いたしましたのでよろしくお願いいたします。

また、今回の回答状況により福島県産婦人科医会として一括して請求することを検討いたします。

損害賠償の手続き（損害賠償に関する制度の概要）

1. 東電による本補償

東電福島原子力補償相談室へ問い合わせ必要書類を受け取る
(TEL 0120-926-404、9:00~21:00 受付)

初回請求分は3月11日~8月末日の間に確定した損害

請求後約5週間で賠償金の支払いを受ける。

請求内容についての判断は東電の基準による。

2. 訴訟

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続き

和解仲介委員(130名程度の弁護士等)が、損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関。解決まで約3ヶ月かかる。

なお、1で請求し納得できない場合は3にて再請求も出来ます。

(担当：渡辺(和) TEL 024-522-5191 FAX 024-521-3156)

福島県産婦人科医会 行

(Fax 024-521-3156)

東京電力に対する賠償金の請求について

1. 東京電力に対する賠償金の請求について

- () 賠償金を請求する。
→ 2. 及び 3. についてご記入ください。
- () 賠償金の請求をしない。
→ 4. についてご記入ください。

2. 請求の方法について（現在、以下の方法があります。希望する手段に丸をつけて下さい。）

- () 東京電力の請求方法により請求する。
() 原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる。
() 直接、裁判所へ訴える。

3. 福島県産婦人科医会としての一括請求について

- () 一括請求を希望する。
() 個人で請求する。

4. 請求しない理由について

- () 風評被害による損害が発生しなかった。
() その他（〔 〕へご記入ください。）

〔

〕

医療機関名： _____

氏 名： _____